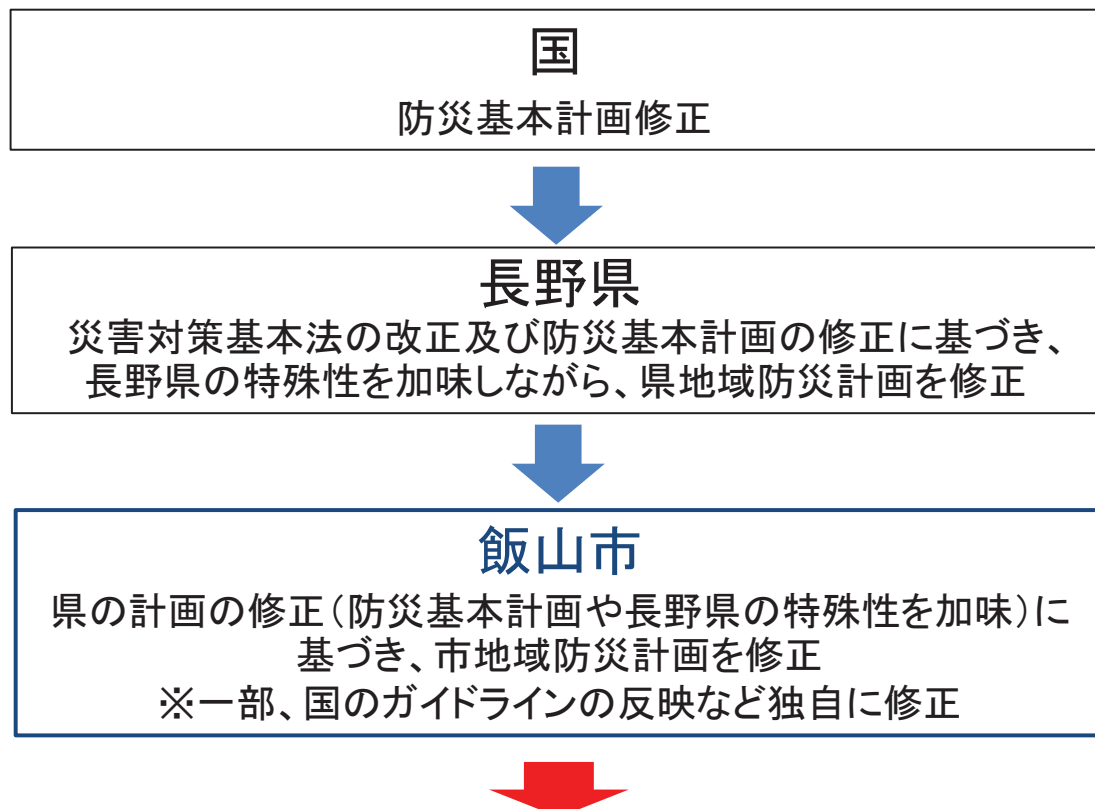


飯山市地域防災計画修正案について (主な内容)

平成31年2月22日
飯山市防災会議

飯山市地域防災計画の修正スケジュール



(備考)

県計画は年度末に修正しているため、当該修正分について、市の修正は翌年度の修正となる。

飯山市地域防災計画の修正案(主な内容)

1 水害に強い地域づくり・警戒避難体制の強化

平成27年9月関東・東北豪雨の教訓と水防法改正を受け、警戒避難体制の更なる強化のために修正された防災基本計画を反映

(修正内容)

浸水想定区域内の要配慮者施設等で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要となる施設の名称及び所在地について市地域防災計画に定めることを記載



風水害対策編 第1章 災害予防計画
第1節 風水害に強いまちづくり

(新旧対照表52P)

(今後の対応)

資料編「3-12 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設」へ追加予定。追加する要配慮者利用施設のうち、浸水想定区域内の施設管理者には、洪水時において水防警報が発表された際には、直接メールで周知を行う。

飯山市地域防災計画の修正案(主な内容)

2 災害廃棄物対策の強化

廃棄物処理法の改正及び長野県災害廃棄物処理計画の策定に基づき、大量の廃棄物の発生に対処する広域的な連携体制の強化等について計画に反映

(修正内容)

災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画(平成28年3月策定)と整合した災害廃棄物処理計画を策定することを記載



風水害対策編 第1章 災害予防計画
第32節 災害復旧・復興への備え

(新旧対照表145P)

(今後の対応)

県計画を踏まえ、災害廃棄物の仮置き場の候補地など検討を行う。

飯山市地域防災計画修正案(主な内容)

- 3 熊本地震の教訓を受けたボランティアとの連携・協働体制の強化**
被災地でのボランティアの円滑な活動を行い、社会福祉協議会、NPO、NGOとの連携・協働体制を強化するための情報共有の場を設置し、連携の取れた支援活動を行えるよう計画に反映

(修正内容)

社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、連携・協働体制を強化し連携のとれた支援活動を行えるよう、情報共有する場を設置することを記載



風水害対策編 第2章 災害応急対策計画
第36節 ボランティアの受入れ体制

(新旧対照表435P)

(今後の対応)

災害ボランティアセンターの主体となる飯山市社会福祉協議会と連携し、被災者ニーズ等を情報共有できる体制づくりを図る。

飯山市地域防災計画修正案(主な内容)

- 4 被災観光地の早期復興**
被災した観光地の早期復興、風評被害防止のため、関係機関が連携した観光地の誘客体制の整備及び総合的な支援を行うよう、新たに「被災した観光地の復興」を追加

(修正内容)

国、県、関係機関等と連携した被災した観光地に対する支援について記載



風水害対策編 第3章 災害復旧・復興計画
第7節 被災した観光地の復興(新設)

(新旧対照表512P)

(今後の対応)

国、県、関係機関(いいやま信州観光局、単協及び飯山商工会議所等)と連携し、復興に関する情報発信や観光客誘客における体制づくりについて検討する。

飯山市地域防災計画修正案(主な内容)

5 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG報告等を踏まえた修正

熊本地震を教訓に、今後の地震災害への対応策向上方策を検討するために設置された学識経験者、関係省庁、県、市町村を構成員としたWG(中央防災会議 防災対策実行会議のもとに設置)で示された内容を計画に反映

(修正内容①)

被災者の生活環境の改善

・市庁舎が被災した場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理について努める旨を記載



風水害対策編 第1章 災害予防計画
第8節 要配慮者支援計画

(新旧対照表70P)

(今後の対応)

迅速な名簿活用のため、各地区活性化センターへ当該地区に居住する対象者の名簿を配布している。

・避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家との定期的な情報交換に努めることを記載



風水害対策編 第1章 災害予防計画
第11節 避難受入れ活動計画

(新旧対照表94P)

(今後の対応)

市避難所運営班を対象とした避難所生活環境に関する研修会の実施を検討する。

6

飯山市地域防災計画修正案(主な内容)

5 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG報告等を踏まえた修正

熊本地震を教訓に、今後の地震災害への対応策向上方策を検討するために設置された学識経験者、関係省庁、県、市町村を構成員としたWG(中央防災会議 防災対策実行会議のもとに設置)で示された内容を計画に反映

(修正内容 ②)

ICTの活用

・被害情報等を迅速かつ正確に分析等するための最新の情報通信関連技術の導入に努める旨を記載



風水害対策編 第1章 災害予防計画
第3節 情報の収集・連絡体制計画

(新旧対照表56P)

(今後の対応)

市災害対策本部機能の強化に向け、県防災情報システム、市GISなどの既存システムの有効活用し、最新の情報通信関連技術に関しても情報収集を行う。

7

飯山市地域防災計画修正案(主な内容)

5 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG報告等を踏まえた修正

熊本地震を教訓に、今後の地震災害への対応対策向上方策を検討するために設置された学識経験者、関係省庁、県、市町村を構成員としたWG(中央防災会議 防災対策実行会議のもとに設置)で示された内容を計画に反映

(修正内容 ③)

応急的な住まいの確保や生活復興支援

・罹災証明書の発行体制として、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の強化を図る。

・効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。



風水害対策編 第1章 災害予防計画
第32節 災害復興・復興への備え

(新旧対照表145P)

(今後の対応)

長野県広域受援計画(策定中)を踏まえ、応援受入体制を検討する。また、罹災証明交付を含む災害発生時における地方公共団体の業務を総合的に支援することを可能にする「被災者支援システム」の導入について検討を行う。

飯山市地域防災計画修正案(主な内容)

6 平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策に関する修正

水防法及び土砂法の改正に伴う要配慮者利用施設の管理者等の避難確保計画の作成や避難訓練の実施の義務化に対する行政支援について計画に反映

(修正内容 ①)

洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等の避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化することに対する支援を記載



風水害対策編 第1章 災害予防計画
第8節 要配慮者支援計画

(新旧対照表73P)

(今後の対応)

昨年度、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化となる対象施設には既に通知し、昨年に県地域振興局で開催された説明会出席要請を実施(対象施設は出席した)。

今後も避難確保計画や避難訓練の義務化について、個別に説明を行うとともに、要配慮者利用施設における計画づくりなどに対する支援を行う。

飯山市地域防災計画修正案(主な内容)

6 平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策に関する修正 避難勧告等を躊躇なく発令できるための防災体制の構築について計画に反映

(修正内容 ②)

躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むなど、全庁を挙げた体制の構築に努める旨を記載



風水害対策編 第1章 災害予防計画
第11節 避難受入れ活動計画

(新旧対照表91P)

(今後の対応)

災害対策本部 各対策班の初動業務の見直し行い、防災訓練等において検証を行う。

10

飯山市地域防災計画修正案(主な内容)

7 国の避難勧告等ガイドライン(H29.1.31改定)を踏まえた避難発令基準の改定等

(修正内容 ①)

避難情報における市民等に求める行動

避難勧告等に関するガイドラインを踏まえ、避難情報における市民等に求める行動を記載



風水害対策編 第2章 災害応急対策計画
第12節 避難受入れ及び情報提供活動

(新旧対照表P351)

(今後の対応)

ガイドライン改定に基づき、全世帯に配布したハザードマップに記載し周知を実施。
今後も、防災に関する啓発事業等で周知を行う。

11

飯山市地域防災計画修正案(主な内容)

7 国の避難勧告等ガイドライン(H29.1.31改定)を踏まえた避難発令基準の改定等

(修正内容 ②)

河川、土砂災害における避難判断基準

避難勧告等に関するガイドラインを踏まえ、災害の事象を河川、土砂災害に分け、それぞれの避難判断基準を記載。

また、河川については、水位周知河川やその他の河川の避難判断基準に流域雨量指数の予想値を参考にすることを記載。



風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

(新旧対照表P351～353)

(今後の対応)

市避難勧告等の判断・伝達マニュアルの避難判断基準に流域雨量指数の予想値を参考にすることを追加し、河川増水等における監視業務において、気象庁HPの洪水危険度を参考とする。

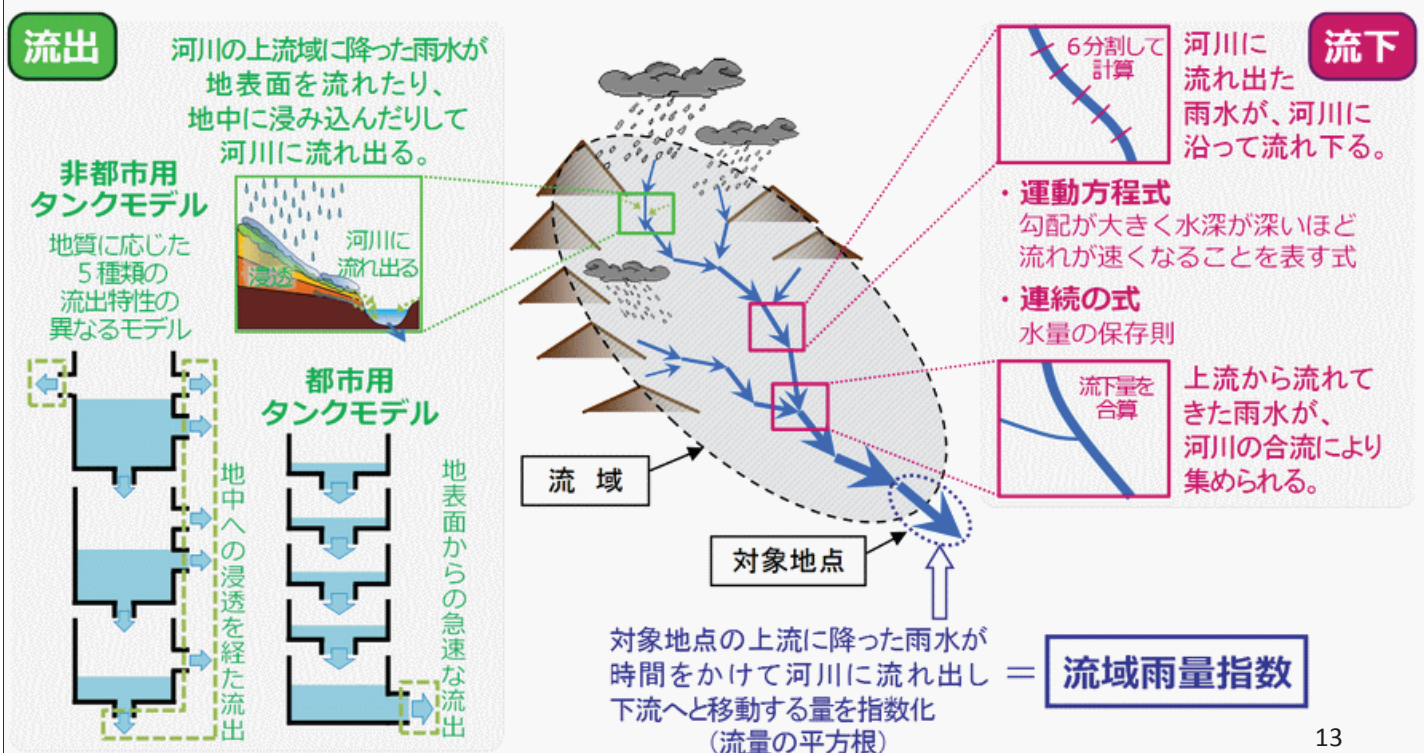
12

(参考)流域雨量指数について

(引用:気象庁ホームページ)

○流域雨量水数とは・・・

河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。平成29年度出水期より、流域雨量指数の計算格子を5kmから1kmに精緻化し、長さ15km未満の小河川も計算対象とした。



13

(参考)流域雨量指数について

(引用:気象庁ホームページ)

○「流域雨量指数」を用いた洪水警報の危険度分布

平成29年度出水期から、3時間先までの雨量予測を用いた流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準に到達したかどうかを地図上に5段階で色分け表示した「洪水警報の危険度分布」を提供。

これにより、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)における急激な増水による危険度の高まりも数時間前から確認できるようになるなど、早い段階から雨量予測に基づき個々の中小河川において予測される洪水害発生危険度の高まりを一目で確認できる。

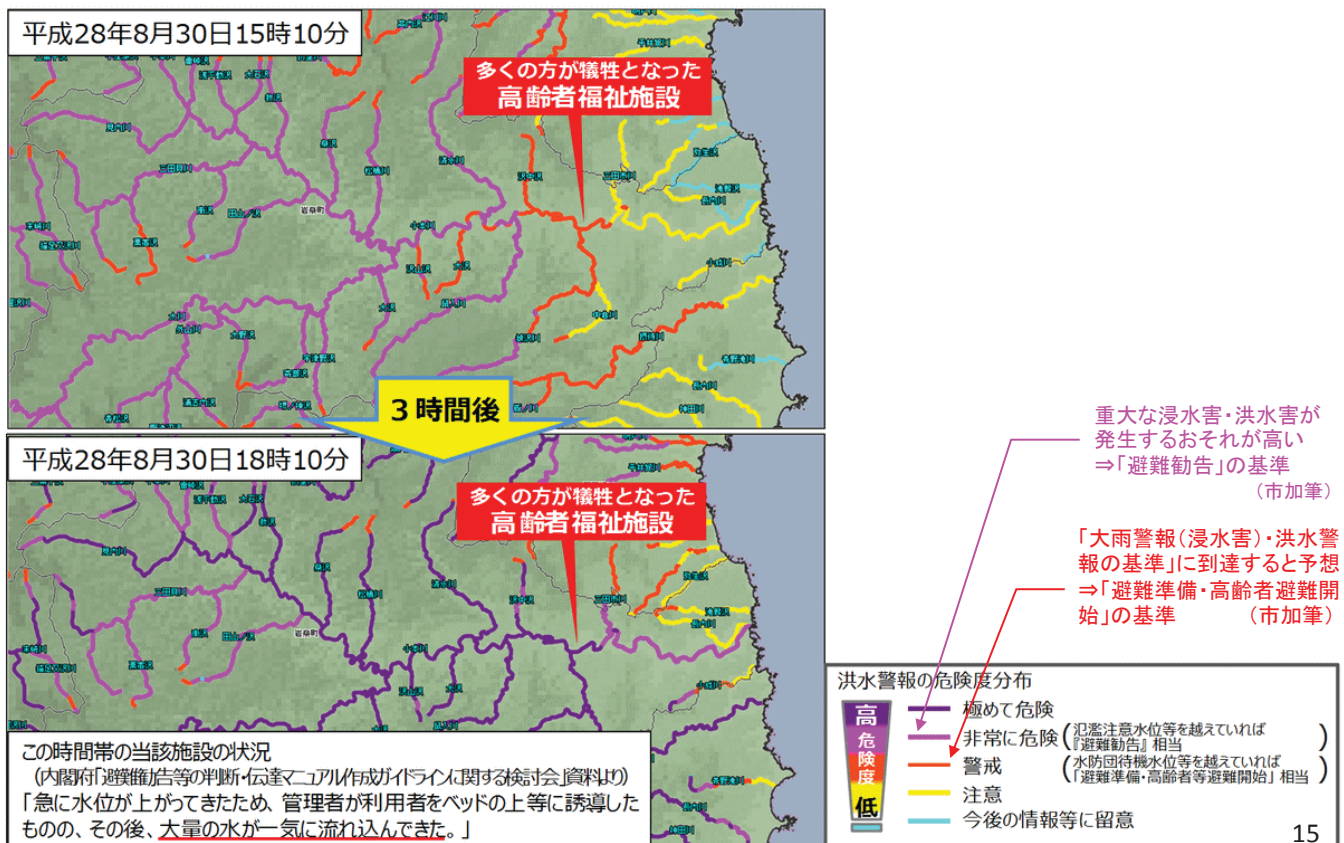


14

(参考)流域雨量指数について

(引用:気象庁ホームページ)

洪水警報の危険度分布(平成28年8月30日岩泉町の状況)



15

※ 平成28年台風第10号の事例を事後に検証したもの

(参考)流域雨量指数について

(引用:気象庁ホームページ)

洪水警報の危険度分布(平成29年7月5日日田市の状況)



※ 写真は日田市職員提供。危険度分布の地図中の丸印は写真撮影地点。

増水しているものの、まだ川はあふれていません。
危険度分布では、水位が上昇して3時間先までに重大な洪水災害となる**可能性がある**ことを示す**赤色**が出現しています。

わずか
30分後

さらに増水しているものの、橋の高さまでは達しておらず、家屋の周囲の草むらもまだ浸水していません。
しかし、危険度分布では**薄い紫色**が出現しており、引き続き水位が上昇して3時間先までに重大な洪水災害となる**可能性が高い**状況です。

わずか
30分後

わずか30分で急激な増水・氾濫が発生。激流が橋に打ちつけ、家屋の周囲の草むらも浸水し、すでに逃げ道をふさがれて**避難が困難**な状況です。
危険度分布でも、重大な災害が**すでに発生**している可能性が高い**濃い紫色**が出現しています。

16

(参考)流域雨量指数について

(引用:気象庁ホームページ)



17